



平成27年11月24日

鳥取市議会議長 房 安 光 様

議会改革検討委員会

委員長 石 田 憲 太 郎



諮問事項に対する提言（第3次）

平成27年2月13日付けで諮問された事項のうち、当議会改革検討委員会がこれまでに調査研究を行った事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

議会基本条例の制定について

議会基本条例の制定について検討をした結果、私たち鳥取市議会がどのような議会を目指していくかを明示し、より市民にわかりやすい透明性の高い議会とするため、議会基本条例を制定すべきとする結論に至りました。

(結論に至った経過について)

本委員会は、条例の全国的な制定状況、有識者の論説、また条例を制定する23の市議会へのアンケート調査の実施など十分な調査研究及び検討を行いました。

各委員の主な意見は、次のとおりです。

○本市議会は、これまで様々な改革を行ってきた。制定する議会基本条例は、これまでの改革の集大成となる「改革先行型」の条例とすることが望ましい。

○議員の質を高めることを明記した条例とすることが望ましい。

○近年の本市議会に対する評価には厳しいものがある。制定した条例を魂の入ったものにするには、不断の改革の努力が必要である。

○これまで議会基本条例は無かったが、何か不都合があったか。条例が無くても改革が進んでいるならば、条例の制定までしなくてもよいのではないか。

このように、条例制定の要否について意見が分かれることがありましたが、本委員会としては、鳥取市議会の目指す方向性の明示や、開かれた議会の取り組みを進める上で議会基本条例の制定は必要と判断し、最終的に全会一致で標記の結論に至りました。